

## 第1節 概要

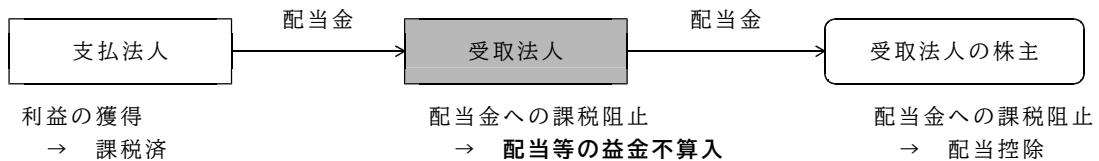
### 1. 制度内容 重要度：A

法人が、他の内国法人から利益の配当等を受けた場合、企業会計上、営業外収益に計上されるため、収益の額を構成する。しかし、法人税法上は、別段の定めにより、原則として、益金の額に算入しないこととしている。

### 2. 益金不算入となる理由 重要度：B

#### (1) 法人擬制説（伝統的な考え方）

我が国の税制は、法人税を個人の所得税の前払いであると考えている（法人擬制説）。そこで、法人が獲得した所得に対して法人税と所得税が課されることによる二重課税の問題を解消するため、所得税法上「配当控除」制度が設けられている。同様に、法人間の配当についても、既に支払法人の段階で法人税が課されているから、法人所得に対して重複して課税しないよう、受取法人の段階でそれを法人税の対象から除外する必要がある。



#### (2) 制度の変革

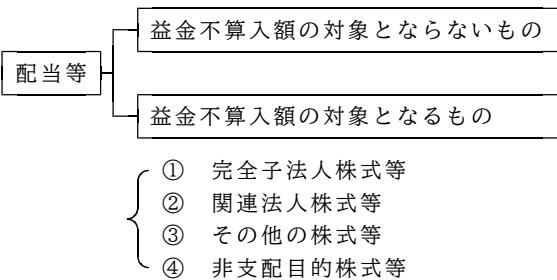
受取配当等の益金不算入に関する規定が、上記のとおり法人擬制説に基づき二重課税を排除することが目的であるならば、すべての受取配当について益金不算入とすべきである。我が国でも「シャウブ勧告」を受けた昭和25年度の税制改正以後、法人の受取配当については（負債利子控除を除いた）100%を益金不算入としてきた。しかし、その後昭和63年、平成14年、平成27年の税制改正により益金不算入額は小さくなっている。これは、制度の理念よりも、財源の必要性を優先しているものと考えられる。特に、企業支配的な関係等を有しない法人の株式については、事業目的というよりは投資目的という性格があり、他の投資機会とのバランスを考慮して益金不算入額が規定されている。

## 第2節 受取配当等の益金不算入額の基本的な計算

### 1. 全体像 重要度：A

#### (1) 計算体系

##### I. 益金不算入額の対象となる配当等の認識と分類



##### II. 益金不算入額の計算

- ① 完全子法人株式等：配当等の額
- ② 関連法人株式等：配当等の額 - 控除負債利子相当額（※）
  - (※) i 配当等の額 × 4 %
  - ii 支払利子等の合計額 × 10 %
  - iii i と ii の少ない方
- ③ その他の株式等：配当等の金額 × 50 %
- ④ 非支配目的株式等：配当等の金額 × 20 %
- ⑤ ① + ② + ③ + ④ = 益金不算入額（減算・社外流出）

#### (2) 源泉徴収との関係

内国法人から配当金を受け取る場合には、所得税法の規定に基づき、源泉徴収が行われるが、源泉徴収税額控除前の金額が益金不算入の対象となる。なお、一定の内国法人が支払を受ける以下の配当等について、所得税は課さず源泉徴収を行わないこととされている。源泉徴収された所得税額の取扱いについては「第8章 所得税額控除」で解説する。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等
- ② 関連法人株式等に相当する一定の株式等に係る配当等

例題 1 受取配当等の益金不算入額 実施日 → / / / / / / 重要度 A

次の資料に基づき、当社の当期（令和8年3月期）における受取配当等の益金不算入額を求めなさい。

1. 当社が当期中に收受した受取配当等の金額は、以下のとおりである。なお、当社は、以下の差引手取額を営業外収益に計上している。

	収入金額	源泉徴収税額	差引手取額
完全子法人株式等に係る受取配当等の額	2,000,000円	—	2,000,000円
関連法人株式等に係る受取配当等の額	400,000円	—	400,000円
その他の株式等に係る受取配当等の額	500,000円	76,575円	423,425円
非支配目的株式等に係る受取配当等の額	300,000円	45,945円	254,055円

2. 関連法人株式等に係る受取配当等の額から控除すべき負債利子相当額を計算するための支払利子等の合計額は 600,000円である。

(単位：円)

解答

受取配当等の益金不算入額

2,694,000 (減算・社外流出)

計算過程	受取配当等の益金不算入額の計算
	(1) 完全子法人株式等 2,000,000
	(2) 関連法人株式等
	① 控除負債利子相当額 i 配当等の額 $400,000 \times 4\% = 16,000$ ii 支払利子等の額 $600,000 \times 10\% = 60,000$ iii i < ii ∴ 16,000
	② 益金不算入額 $400,000 - \text{控除負債利子相当額} 16,000 = 384,000$
	(3) その他の株式等 $500,000 \times 50\% = 250,000$
	(4) 非支配目的株式等 $300,000 \times 20\% = 60,000$
	(5) 合計 2,694,000 (減算・社外流出)

(注) 会計上、源泉徴収税額控除後の金額を収益経理している場合であっても、受取配当等の益金不算入額の計算は「源泉徴収税額控除前」の金額をもとに行う。

## 2. 益金不算入となる配当等の分類 (法法23IV V VI, 法令22, 法令22の2, 法令22の3) 重要度 : A

分類	要件	
(1) 完全子法人株式等	持株要件	完全支配関係（100%）を有していること
	継続保有要件	計算期間（注1）中継続して保有していること
(2) 関連法人株式等	持株要件	発行済株式等の3分の1超を保有していること（注2）
	継続保有要件	計算期間の初日から末日まで引き続き有していること ただし、計算期間が6月以上の場合は、基準日以前の6月以上継続して保有していればよい。
(3) 非支配目的株式等	持株要件	発行済株式等の5%以下を保有していること（注2） ただし、短期所有株式等がある場合は、これを除いて判定する。
	継続保有要件	なし（基準日において保有していること）
(4) その他の株式等	上記(1)～(3)のいずれにも該当しないこと	

(注1) 計算期間とは、直前の配当等の支払に係る基準日の翌日から今回の配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。ただし、計算期間は1年を超えることができない。

(注2) 内国法人との間に完全支配関係がある他の法人が保有する株式等を含んで計算する。

### 例題2 株式等の区分

実施日 → / / / / / 重要度A

次の資料により、当社の当期（×1年4月1日～×2年3月31日）における受取配当等の益金不算入額を計算しなさい。

1. 当社が当期に收受した受取配当等の金額は以下のとおりであり、当社は受取配当等の額を営業外収益に計上している。

- (1) 内国法人A社から受けた配当金の額 800,000円  
A社株式は×1年5月10日に取得しており、保有割合は40%である。

計算期間	効力発生日
×1年1月1日～×1年12月31日	×2年2月20日

- (2) 内国法人B社から受けた配当金の額 500,000円  
B社株式は×0年11月21日に取得しており、保有割合は40%である。

計算期間	効力発生日
×0年4月1日～×1年3月31日	×1年5月20日

- (3) 内国法人C社から受けた配当金の額 250,000円  
C社株式は×0年12月8日に取得しており、保有割合は5%である。

計算期間	効力発生日
×0年10月1日～×1年9月30日	×1年11月15日

2. 関連法人株式等に係る受取配当等の額から控除すべき負債利子相当額を計算するための支払利子等の合計額は 300,000円である。

(単位：円)

解答

受取配当等の益金不算入額

1,070,000 (減算・社外流出)

計算過程	区 分
	(1) A 社株式 → 関連法人株式等
	(2) B 社株式 → その他の株式等 ∵ 繼続保有要件を満たしていない。
	(3) C 社株式 → 非支配目的株式等
	<u>受取配当等の益金不算入額の計算</u>
	(1) 関連法人株式等
	① 控除負債利子相当額 i 配当等の額 $800,000 \times 4\% = 32,000$ ii 支払利子等の額 $300,000 \times 10\% = 30,000$ iii i > ii ∴ 30,000
	② 益金不算入額 $800,000 - \text{控除負債利子相当額 } 30,000 = 770,000$
	(2) その他の株式等 $500,000 \times 50\% = 250,000$
	(3) 非支配目的株式等 $250,000 \times 20\% = 50,000$
	(4) 合計 1,070,000 (減算・社外流出)

### 3. 益金不算入となる配当等 重要度：A

#### (1) まとめ (法法23I等)

益金不算入の対象となる配当等	益金不算入の対象とならない配当等
① 確定配当金	① 外国法人からの配当金
② 中間配当金	② 公益法人・人格のない社団等からの配当金
③ 協同組合等の出資分量配当金	③ 基金利息・保険会社契約者配当金
④ 特定株式投資信託に係る収益分配金	④ 協同組合等の事業分量配当金
⑤ 名義株の配当金	⑤ 一定の要件を満たす特定目的会社 (SPC) からの配当金
⑥ みなし配当金	⑥ 特定株式投資信託を除く証券投資信託に係る収益分配金
⑦ 自己株式	⑦ 名義書換失念株の配当金

#### (2) 益金不算入の対象とならない配当等

##### ① 外国法人からの配当金

受取配当等の益金不算入の制度は我が国の法人税の二重課税を排除するためのものであり、外国法人からの配当は、我が国の法人税の重複課税という問題は生じないため、益金の額に算入され、我が国の法人税の課税対象となる。

ただし、外国子会社からの配当等は、これを益金不算入の対象外（益金として課税することを意味する）とてしまうと、外国子会社から内国法人への配当を行うインセンティブが失われ、日本経済の発展を妨げることから、外国子会社からの配当等については別の規定により益金不算入の対象になる。

##### ② 公益法人・人格のない社団等からの配当金

公益法人・人格のない社団等からの配当金は、収益事業から生じた所得に対してのみ課税しているので、法人税の重複課税という問題は生じないため、単なる益金の額として課税対象となる。

③ 基金利息・保険会社契約者配当金

基金利息及び保険会社契約者配当金は、相互会社（保険会社）の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものである。つまり、我が国の法人税が課税された後の所得の分配ではないため、益金不算入の対象とはならない。

④ 協同組合等の事業分量配当金

協同組合等の事業分量配当金とは、協同組合等と組合員との事業分量に応ずる特別分配金であり、その経済的実質は売上割戻しであるため、協同組合等において損金の額に算入されるものである。つまり、我が国の法人税が課税された後の所得の分配ではないため、事業分量配当金を受けた法人側においては、益金不算入の対象とはならない。

⑤ 特定目的会社（SPC）からの配当金

特定目的会社（SPC）が支払う配当金は、課税済の所得から分配が行われるため、益金不算入の対象となるが、一定の要件を満たした場合には、その配当金を、特定目的会社の所得の金額の計算上、損金の額に算入することが認められている。この場合には、我が国の法人税が課税された後の所得の分配ではないため、益金不算入の対象とはならない。

なお、特定目的会社が支払う配当金は、一般的には一定の要件を満たし、損金の額に算入されるため、益金不算入の対象にはならない。

⑥ 証券投資信託（特定株式投資信託を除く）に係る収益分配金

証券投資信託は、株式のみならず債券にも投資されているため、その収益分配金は益金不算入の対象にはならない。

ただし、特定株式投資信託（租税特別措置法第3条の2に規定するもの）は、国内の上場株式のみで運用がなされていることから、その収益分配金は益金不算入の対象となり、非支配目的株式等に区分される。なお、特定株式投資信託のうち外国株価指数連動型特定株式投資信託（租税特別措置法第9条に規定するもの）については、外国法人の配当金と同様に益金不算入の対象とはならない。

⑦ 名義書換失念株の配当金

法人が株式を譲渡した場合には、譲受人側で名義書換えを行うことになっているが、譲受人が名義書換えをしなかった場合には、株主名簿上で依然名義人となっている譲渡法人に対して配当が支払われる。しかし、当該配当は、譲渡法人にとって株主たる地位に基づいて受けたものではなく、一種の不当利得のようなものであり、本来は譲受人が受け取るものであると考えることができるため、求償を受ければ譲受人に支払わなければならないものである（支払時に損金に算入される）。よって、譲渡法人側では、当該名義書換失念株の配当は、益金不算入の対象とはならない。

<配当收受時>

(借)	現金預金	× × ×	(貸)	受取配当金	× × ×
-----	------	-------	-----	-------	-------

<配当返還時>

(借)	受取配当金返還損	× × ×	(貸)	現金預金	× × ×
-----	----------	-------	-----	------	-------

损金の額に算入される。